● 引上げ分の地方消費税交付金の使途について（令和７年度決算分）

平成２６年４月から消費税率改定に伴う地方消費税交付金の引上げ分については「社会保障４経費その他社会保障施策（社会福祉、社会保険及び保健衛生）」に要する経費に充てるものとされています。

令和７年度決算における使途については、次のとおりです。

（歳入）　地方消費税交付金（社会保障財源化分）　178,582千円

（歳出）　社会保障４経費その他社会保障施策に要する経費　857,844千円

（単位：千円）

事業名		経費	財源内訳		
			特定財源	一般財源	
				社会保障財源化分の地方消費税交付金	その他
社会福祉	社会福祉総務事業	2,793	2,376	417	0
	心身障害者等福祉事業	244,092	183,639	50,978	9,475
	老人福祉事業	14,548	9,442	3,041	2,065
	地域福祉センター事業	3,803	0	792	3,011
	福祉医療事業	58,036	24,094	30,644	3,298
	児童手当事業	167,625	151,292	16,333	0
	保育所事業	58	58	0	0
	災害救助事業	2,550	0	531	2,019
	小計	493,505	370,901	102,736	19,868
社会保険	国民健康保険事業	72,816	52,612	15,158	5,046
	後期高齢者医療事業	49,389	37,042	10,282	2,065
	介護保険事業	242,134	9,827	50,406	181,901
	小計	364,339	10,807	75,846	189,012
保健衛生	母子衛生事業	0	0	0	0
	小計	0	0	0	0
合計		857,844	381,708	178,582	208,880

※１　地方消費税交付金（社会保障財源化分）は、令和７年度決算額です。

※２　事務費や事務職員の人件費等は除外してあります。